

労働判例セミナー|||

~「副業・兼業の勧め」とその法律問題~

柔軟な働き方改革の一環として、副業・兼業を希望する者は増加傾向にありますが、多くの 企業では、情報漏洩リスクや就業時間、健康管理等の問題があることから、認めていません。 しかしながら、労働者と企業それぞれにメリットもあり、国も柔軟な働き方として普及促進 や環境整備を図っていくこととしています。

当セミナーでは、現行法制の問題点、普及促進にあたっての留意点、労働者性の判断基準などについて、最近の労働裁判例から実務上有意義なものを厳選し、分かりやすく体系的に解説します。

セミナーメニュー

- ・副業・兼業に関する現行法制(労働基準法、労働安全衛生法ほか)
- ·労働者性の判断基準(労働者 OR 雇用関係によらないフリーランスなど)
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン
- ・労働裁判例 など

講師 安田女子大学現代ビジネス学部

つじ ひでのり

学部長 辻 秀典 氏

■プロフィール

S18 京都生まれ

京都大学大学院法学研究科修士課程終了

\$58.7月 広島大学 法学部教授

H16.4月 広島大学大学院 社会科学研究科教授

H18.3月 広島大学を定年退職

H18.4月 広島大学名誉教授

安田女子大学 現代ビジネス学部教授

H20.4月から現職,県労働協会会長,元県労働委員会(H7~24)副会長 他

■著書・翻訳

『現代民事法改革の動向 Ⅱ』成文堂(2005年)

『アメリカ労使関係法』信山社出版(1999年) 他

日時 令和元年 12 月 6 日 (金) 13:30~16:00

場所 サテライトキャンパスひろしま「505 会議室」(広島市中区大手町 1-5-3)

定員 30 名程度

<u>申込 別紙の申込書に記入し、メール、FAX.又は郵送してください。</u>



「労働判例セミナーⅢ」受講申込書

宛 先 広島県商工労働局雇用労働政策課 労働福祉グループ

FAX. 082-222-5521

メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールで申し込まれる場合は、表題を「労働協会セミナー申込」として、申込書と同じ 内容を記入していただくか、ファイル等を添付してお送りください。

【連絡先等】

企業,労働組合等の名称			
所 在 地			
担当者の役職,氏名			
連絡先	TEL	FAX.	
	メールアト゛レス		

【受講希望者】

日時,場所		出席者			
		役職	氏名		
広島会場	12月6日(金) 13:30~16:00				

※ ご記入いただいた個人情報は、広島県及び広島県労働協会の事業案内にのみに利用し、その他の利用はいたしません。

【会場】サテライトキャンパスひろしま(県民文化センター内 広島市中区大手町一丁目5-3)



電話 082-258-3131

※県民文化センターの駐車場(170円/30分)がありますが、 収容台数が少ないため、お車での来所は極力ご遠慮ください。